

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ・(閲覧制限)


被告 国

準備書面(6)

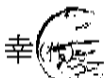
令和3年7月2日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

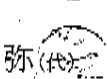
山口 友 寛 


上 條 聡 子 

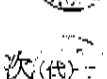
清 水 俊 幸 

小 林 真 由 美 

迎 雄 二 

岩 崎 智 弥 

飯 田 一 徳 

潮 田 洋 次 

被告は、本準備書面において、原告を居室から処遇室へ連行するに至った状況及び経緯について主張を補充するとともに、原告の令和3年4月26日付け第4準備書面（以下「原告第4準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 当時原告が使用していた居室（3B202号室）内の状況について

- 1 当時原告が使用していた居室（3B202号室。以下「本件居室」という。）の広さは約4畳で、乙24添付物2「暴行時の原告と入国警備官Aの位置関係」のとおり、居室奥に窓、洗面台及び便座が設置されており、居室扉から入って右側の壁手前寄りに物品棚が取り付けられていた。
- 2 物品棚の下には、原告の要望により貸与されたベッドパット6枚ほどが重ねて置かれていた。居室内には、原告の私物のほか、ゴミ箱、テーブル及びポットなどの備品が置かれていた。
- 3 当時、原告は単独で本件居室を使用していた。本事案発生時は深夜であり、室内の照明として常夜灯が点灯していた。

第2 原告を本件居室から処遇室へ連行するに至った経緯について

- 1 パンセダンの服用につき薬剤師に確認する前から、原告が大声を発し続け、本件居室の扉を蹴るなどしたこと（被告準備書面(1)15ページ）
 - (1) 平成31年1月18日午後11時51分頃、入国警備官Cが、本件居室前で、原告に対し、パンセダンを服用することはできない旨を説明したところ、原告は説明を受け入れず、「なんで」、「私は寝れない」などと大声を発し続けた（乙12①〔0:00:58～0:05:20〕、乙28：再現写真1）。
 - (2) 入国警備官Cが上記対応をしていたところ、本件居室から同一の廊下に並んで二つ目に位置する3寮B204号室内の被収容者が、職員を呼び出すためのインターホンを押したため、同室扉上部の赤いランプが点滅した（乙12①〔0:05:15〕、乙28：画像）。

それに気づいた入国警備官Cが、原告に対する説明を一時中断し、3寮B204号室へ向かったところ（乙12①〔0:05:20～0:05:22〕、乙28：再現写真2）、原告は、本件居室の扉を蹴る行為に及んだ（乙12①〔0:05:22〕、乙28：再現写真3。）。

- (3) 入国警備官Cは、本件居室前に戻り、原告に本件居室の扉を蹴る行為を中止するよう命ずるとともに、パンセダンを服用することができない旨説明を続けたが、原告は興奮して大声を発し続けた。

同日午後11時58分頃、応援に駆けつけた入国警備官らが、原告に対し、パンセダンの服用の可否を薬剤師に確認する旨告げたところ、原告が徐々に落ち着きを取り戻した（乙12①〔0:14:20〕）ため、入国警備官らは全員ホールから退出した（乙12①〔0:15:41〕）。

2 薬剤師への確認結果を伝えた後も、原告が大声を発し続け、処遇室への移動指示を拒否したこと（被告準備書面(1)15及び16ページ）

- (1) 上記1(3)のとおり警備官らが応援に駆けつけてから、約30分を経過した同日午前0時26分頃、入国警備官E以下3名が、本件居室前で、原告に対し、薬剤師に確認した結果、パンセダンの服用を認めることはできない旨説明したところ、原告は「てめえ、この野郎」、「私のせいですか」、「私1か月飲まない薬なんで残っている」などと大声で叫び続けたため、入国警備官Eが原告に対し、大声を出す行為の中止を命じたが、原告はこれに応じずに大声を出し続けた（乙12②〔0:45～2:42〕、乙28：再現写真5）。

入国警備官らが上記対応をしていたところ、前記1(2)の3寮B204号室の被収容者が同室内において居室扉をたたき、「うるさいよ」と原告の大声に対する苦情を申し立てたことから、入国警備官らが対応に当たった（乙12②〔2:42～3:02〕、乙28：再現写真6ないし8）。

- (2) 同日午前0時28分頃、入国警備官らは、原告に対し、「ほかの人からも苦情がでているので、ここでは話を続けるのは難しいと思います」と説明

- した（乙12② [3:07～3:11]，乙28：再現写真9）。
- (3) 入国警備官Aが，解錠された本件居室の入口に立ち，原告に対し，処遇室への入室を繰り返し促したが，原告は従わず，大声を発し続けた（乙12② [3:18～4:48]，乙28：再現写真10）。
- (4) 同日午前0時30分頃，入国警備官Aが本件居室内に入室し，他の入国警備官もこれに続いた（乙12② [4:50]）。
- 3 入国警備官らの入室後も，原告が処遇室への移動指示を拒否し，暴行に及ぶなどして抵抗したこと（被告準備書面(1)16ページ）
- (1) 入国警備官らが，本件居室に入室した後，原告に対し，「行くよ」などと声をかけ，繰り返し入室を促すも，原告は「なんで，なんで。行かないよ」と大声を上げて拒否し，物品棚の下に座りこんだ（乙12③ [0:01～1:47]，乙28：再現写真11ないし13）。
- (2) ア 入国警備官Aが原告を連行しようとしたところ，原告は「殺される」，「助けて」などと大声をあげて叫びながら，激しくこれに抵抗し，入国警備官Aの識別票及び入国警備官Bの活動帽を奪取して投げ捨てる行為に及んだほか，足をバタつかせて入国警備官Aの腹部を蹴った。その際，入国警備官Aは「暴行」と発声した（乙10・3枚目，乙12③ [0:01～1:47]，乙28：再現写真14ないし20）。
- イ 入国警備官Aの識別票が奪取された時間について，映像の音声から特定することは困難であるが，処遇室へ移動した後の映像において，入国警備官Aが識別票を身に着けていないこと，同日中に実施された原告に対する本件隔離措置の後，入国警備官Aが，原告が奪取して投げつけた識別票を原告に見せながら，「あなたが引きちぎった」と伝えていたこと（乙12③ [29:39]）からすれば，原告が，本件居室内において，入国警備官Aの識別票を奪取したことが裏付けられる（被告準備書面(1)23ページ）。
- ウ また，原告は，本件居室内において，入国警備官Aが原告の首元に指を

押し込む行為に及んだとか、職員の手で口をふさがれた旨主張する（原告第4準備書面4ページ）が、そのような事実はない。

(3) 原告が処遇室への出室を拒否し、激しく暴れて抵抗していたことから、入国警備官らは、居室外への連行に備えるべく、動線上にあるポット、机及びゴミ箱などの備品類を居室から運び出した（乙12③ [0:47～1:47]、乙28：再現写真21ないし23）。

(4) ア 前記(2)のとおり、原告が入国警備官Aの腹部を蹴る暴行に及んだほか、入国警備官Aの識別票を奪取し、入国警備官Bの活動帽を投げ捨てたことから、入国警備官の職務執行を妨害したものとして、入国警備官Aは、処遇室へ連行するため原告の右手首を把持して固定した（乙12③ [1:47～3:16]、乙28：再現写真25ないし27）。

イ 原告は、入国警備官Aが原告の右手首を把持して固定した行為を指して「関節を痛めつける行為」と主張するようである（原告第4準備書面4ページ）。

しかしながら、このように手首を固定する手法は、医療現場においても当事者とスタッフ双方の安全・安心のために用いられているものであって（乙29・229ページ）、被収容者と入国警備官双方の安全を確保するためには一般的な方法といえ、合理的に必要とされる限度で行われたものというべきである（被告準備書面(1)21及び22ページ）。

(5) その後、入国警備官らは、原告の体を壁から離し、頭部を居室扉方向に向け、仰向けの体勢にした後、入国警備官5名が分担し、原告の頭部、両腕、両足をそれぞれ持って抱え上げ、同日午前0時34分頃、原告を本件居室内からホールへ移動させた（乙12② [6:39～9:28]、乙12③ [1:47～4:56]、乙28：再現写真28ないし38）。

なお、出室前に、入国警備官Aは、原告が暴れて頭部を居室扉に打ち付けるなどして受傷することを避けるため、「抵抗するな」と原告に指示した（乙

1 2 ② [9:09 ~ 9:18], 乙 2 8 : 再現写真 3 5)。

4 本件居室から処遇室に至るまでの状況等

- (1) ホールにおいて、原告は、頭部保護を担当していた入国警備官 B の眼鏡を奪取し、「これ誰の」と 3 回発声した後、入国警備官 A に当該眼鏡を渡した (乙 1 2 ② [9:48], 乙 2 8 : 再現写真 3 9 ないし 4 1)。
- (2) 同日午前 0 時 3 5 分頃、入国警備官らは、原告の身体を抱えてホールの出入り口を通り (乙 1 2 ② [9:52]), 原告を処遇室に連行した。
- (3) 処遇室に入室した時点において、頭部保護を担当していた入国警備官 B と左足の保持を担当していた乙 1 0 を作成した入国警備官の帽子がなくなっていた (乙 1 2 ③ [5:22], 被告準備書面 (1) 2 3 ページ)。

以 上